

第3 条約法（1）

I 総説

1 条約法とウィーン条約法条約

条約法：条約の締結、効力、適用、留保、終了等に関する国際法の諸規則の総称

- ・ 慣習法として形成されてきたが、戦後、国際法委員会によって法典化。1969年「条約法に関するウィーン条約（条約法条約）」が採択される。
- ・ 国内の契約法の影響を強く受けている
→個人間の契約の自由の観念が国家間の「合意の自由」、つまり条約の自由にも原則的にも当てはまるとみなされてきた。

2 条約の概念

（1）条約：国際法によって規律される国際的な合意（条約法条約2条1項（a））。

ただし、条約法条約は書面による合意のみを対象としている（2条1項（a））。口頭による合意、黙示の合意は慣習国際法規則によってのみ規律される（3条）。

※ 国家間の書面の合意が条約であるかどうかは「条約に拘束されることについての国の同意」（11条）の存否にかかる。国際司法裁判所は、通常の条約の締結手続（批准条約）ではなく署名文書の場合に、その署名が拘束性をもつかどうかを、当該文書の名称よりは、文書の性格、その文言、規定、およびそれが作成された具体的状況によって判断されるべきものと述べている（エーゲ海大陸棚事件 ICJ 管轄権判決 1978年12月19日）。

※ 国家以外の国際法主体が当事者となる国際合意も条約となる場合がある。南西アフリカ事件（ICJ 先決的抗弁判決 1962年12月21日【判国132】）では国際連盟の南アフリカに対する委任状を条約の性質を有する国際規定と認定した。

（2）名称

狭義の「条約（treaty, convention）」はもとより、「協定（agreement）」、「規約（convent）」、「議定書（protocol）」、「憲章（charter, constitution）」、「規定（statue）」、「取極（arrangement）」その他名称のものも広く規律対象となる。

（3）分類

- ・ 当事国の数：二国間条約と多数国間条約
- ・ 当事国が特定国に限定されているか：閉鎖条約と開放条約

開放条約→第三国の加入申請で自動的に加入承認

- ・権利義務関係の性質：契約条約と立法条約

契約条約→相互に対立する利害関係にある二当事国で双務的な権利義務を定める合意

立法条約→諸国の共通利益の達成のために将来にわたる行為規範を設定

- ・条約の規律内容：政治条約と非政治条約、処分条約と継続的給付条約
- ・締結手続き：条約と簡易形式の条約

3 一方的声明

通常、口頭の一方的声明は法的効力を持たず、政治的、道義的な効果しか有しない。しかし、一定の状況では例外的にそれに法的性格が付与されることになる。

(1) 義務引受け

核実験事件 (ICJ 判決 1974年12月20日【百選99、判国5】)

〈事実〉1966年より仏領ポリネシアで大気圏実験を実施してきたフランスに対して南太平洋諸国はこれに抗議。1973年にオーストラリアが、フランスの行う大気圏実験が法的規範に違反すると抗議し、その後、南太平洋におけるこれ以上の大気圏内核実験の実施は国際法違反であると宣言すること、フランスがこれ以上そうした核実験を行わないように命令することを求めて ICJ に提訴。ニュージーランドもほぼ同様の内容の訴えを行なった。

〈判決〉一方的行為によってなされた宣言が法的義務を創出する効果を有することは、十分承認されている。その文言によって拘束されるべきことが宣言を行う国家の意図である場合には、その意図は宣言に法的約定の性質を付与し、国家はその宣言に合致した行動をとることが法的に要求される。この種の約定は、公になされ、拘束される意図を持ってなされる場合には、たとえ国際交渉の文脈においてなされなくても拘束的である。対価の性質を有するいかなるものも、宣言の事後的な承認も、他国からのいかなる返答や反応さえも、宣言が効果を有するのに必要なとされない。国家がその行動の自由が制約される声明を発する場合は制限的解釈が求められる。

法的義務の創出と履行を規律する基本原則の一つは、信義誠実の原則である。まさに条約法における *pacta sunt servanda* (合意は守られなければならない) というルールそのものが信義則に基づくのと同様、一方的宣言によって負う国際義務の拘束的性質もそうである。

- ★ 要件：①拘束される意図の表明 ②宣言の公然性

★ ブルキナファソ・マリ国境紛争事件 (ICJ 判決 1986年12月22日【百選5、判国35】) において裁判部は、一方的行為以外に拘束力のある意思の表明が不可能であった核実験事件とは事情が異なると判断した。つまり、一方的宣言に拘束力が認められるのはそれを③自国を法的に拘束する唯一の手段である場合であると判示し、より厳格な条件を提示したのである。

※ 東部グリーンランド事件 (PCIJ 判決 1933年4月5日【基判1、判国33A】) も一方的声明の拘束力を認めた PCIJ の判例である。東部グリーンランド事件で問題になった口頭の宣言はデンマークの要請に対するノルウェーの肯定的回答という双務的義務の創設であるのに対し、核実験事件で問題になった口頭の宣言は公の声明としての一方向的な義務の受諾である。

(2) 権利主張

ノルウェー漁業事件 (ICJ 判決 1951年12月18日【百選4、判国38】)

〈事実〉沿岸4海里の領海を主張していたノルウェーが自国領海内における外国船の漁業を禁止し、さらに1935年には北部海域に「本土、島及び岩の基点を結ぶ直線基線と平行に惹かれる」線を漁業水域の外延を確定するものとする勅令を発布したところ、英国がこれに抗議をし、ICJに事件を付託。

〈判決〉国際法の観点から、ノルウェーによる適用が外国の異議に遭遇しなかったかどうかを検討する。ノルウェーは、矛盾なく、1869年及び1889年における限界画定命令の公布ならびにその適用が、外国による抗議をまったく惹起させなかったと主張できた。他方、これら命令は、十分に明確で一貫した制度の適用であるから、まさにこの制度こそが、全ての諸国に対抗できる (opposable) 「歴史的強化」の基礎となる、諸国の「一般的容認」を得てきたのだろう。

ノルウェーの実行に対する諸外国の一般的容認は異論のない事実である。裁判所は年々強まることが止まない事態に関して、英国政府が留保の表明を控えていたことを確認する。事実の公然性、国際社会の一般的容認、北海における英国の地位、この問題における英国の利害関係、その長期にわたる行動の抑止によって、何れにしても、ノルウェーはその制度を英国に対抗させる (opposer) ことができる。

→単独行為をなす権限が国際法に根拠づけられない場合や、関連規則が存在しない場合、規則の要件・効果が不明確な場合、当該行為は他の諸国に対抗できず、当該単独行為を承認する国との関係においてのみ対抗可能となる。もっともこの承認は明示になれねばならない理由はなく、ある国の権利主張に対して沈黙を保っていると黙認されて、当該

単独行為が自国に対抗可能となってしまう場合がありうる（14頁参照）。

ICJ は当時の慣習法が認めていなかった直線基線をノルウェーが1869年から採用していたことについて、他の諸国からの反対に直面しなかったことから全ての国家に対して対抗可能と判示した。さらに、英国については当該海域に利害関係を持つ海洋国であり、当然にノルウェーの実行を了知していたはずだとして、いずれにせよノルウェーは英国に対して直線基線を対抗できると、念を押している。

II 条約の締結と効力の発生

1 締約手続

（1）条約締結権者

国家の条約締結能力を行使する国家機関。具体的にいかなる期間が条約の締結権を有するかは各国の国内法（憲法）に委ねられる。

（2）条約文の採択と確定

代表者（全権代表）の交渉により条約文がまとまると、それを採択した後、条約文の確定、すなわち代表者の署名が行われて、それにより当該条約文は「真正かつ最終的なもの」となる（条約法条約10条）。

★ 条約に拘束されることの同意は次の「批准」の段階となる（批准を要しないで、署名のみで条約が成立、すなわち拘束力が認められる条約もあり、略式条約という）。一方その場合でも代表者の署名は、署名国において条約の効力が生じる前に「条約の趣旨及び目的を失わせることとなるような行為」を行わない義務を負わせる法的効果を発生させる（条約目的阻害回避義務、18条）。

（3）批准（ratification）

- ・ 条約に拘束されることについての国の同意を国際的に確定する行為のことを言う。これは略式条約以外の条約で行われる。
- ・ 近年では、国際的には批准と同じ効果を持つが、国内的手続きではやや簡略化された同意である「受諾（acceptance）」、「承認（approval）」という方法も用いられる（2条1項（b）、11条）。「加入（accession）」と言う手続もあるが、これは条約の締結交渉に参加しなかった国または条約に署名をしなかった国が同意を表明する方法である（15条）。

2 議会による民主的統制

条約の締結権が一般に国家の元首や行政府に存することから、今日ではほとんどの国において何らかの形による議会の統制が憲法上の要請となっている。

※ 日本では内閣の職務たる条約の締結には国会の承認が必要（憲法73条3号）。

国会承認条約の範囲は①国民の権利義務に関係するような国会の法律事項に関わる条約、②財政支出を伴う条約、③国家間の一般的基本関係を規定するような政治的重要性を持つ条約、の3種類である（大平三原則）。

3 効力の発生と登録

・ 条約の効力は当該条約の定める期日または交渉国が合意する日に生じる。別段の定めや合意がない時は、国家の同意が確定的に付与された時に発効する（24条）。略式条約を別にすれば、それは批准書の交換または寄託の時である（16条）。

・ 国連憲章102条は加盟国が締結するすべての条約を国連事務局に登録することを義務付けた（条約法条約80条は国連加盟国に限定していない）。

※ 登録を義務付けたのは「秘密外交」を防止する趣旨であり、登録されていない条約も法的拘束力を持つことに変わりない（カタール・バーレン事件 ICJ 管轄権判決 1994年7月1日【判国48】）。なお、国連の機関において未登録条約の援用は否定される。国際司法裁判所も国連の機関に含まれる。

III 条約の留保と解釈宣言

1 留保とその許容性

（1）留保制度の意義

留保（reservation）：条約の署名ないし批准の際に「条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除又は変更すること」を意図して行う国家の単独の声明（2条（b）→留保は多数国条約において問題となる。二国間条約における留保は新たな条約の申し込みを意味する。

（2）留保の許容性

・ 戦前の慣行

国際連盟：「全締約国一致の原則」。留保が認められるにはすべての締約国の同意が必要であり、一国でも異議を申し立てれば当該留保は無効となり、留保を付した国は締約国になることができない。→普遍性の確保を重視

汎米連合：すべての締約国が全会一致で反対した場合は無効となるが、締約国が一国でも同意すれば有効。留保を付した国は締約国になることができる。ただし、留保を付した国と当該留保に異議を申し立てた締約国との間では条約は適用されない。
→一体性の確保を重視

・ ジェノサイド条約の留保事件

ジェノサイド条約の留保事件（ICJ 勧告的意見 1951年5月28日【百選56、判国98、基判24】）

〈事実〉ナチスドイツが行ったような集団殺害行為を防止するために、1948年に国連総会が、「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」を採択して、署名のために開放した。同条約には留保規定がなかったものの、旧ソ連など8カ国が9条により定められたICJの義務的管轄権などに留保を付して批准・加入したことから、一部の署名国が異議を唱えた。国連総会は多数国間条約に関する留保の問題をILC（国際法委員会）で研究するとともに、ジェノサイド条約に対する留保の問題についてICJに勧告的意見を求めた。

〈意見〉（i）留保が条約の趣旨及び目的と両立する場合には、条約の締約国として認められる。そうでない場合には、条約の締約国として認められない。

（ii）留保を条約の趣旨及び目的と両立しないと判断して異議を申し立てた国は、留保を付した国を条約の締約国ではないと判断することができる。他方で、留保を条約の趣旨及び目的と両立すると受諾する国は、留保を付した国を条約の締約国と判断することができる。

（iii）条約をまだ批准していない署名国による留保に対する異議は、批准の際にのみ上記法的効果を有することができる。署名又は加入の資格を有するが、まだ署名又は加入していない国によってなされた異議は、法的効果を有しない。

2 条約法条約の留保制度

- ・ 「両立性の原則」を採用（19条（c））
- ・ 留保に対する異議（20条）→両立性の判断は個々の締約国がそれぞれ判断する。2項3項の場合を除き、一国でも留保受諾国があれば留保は有効（4項（a）（c））。異議を申し立てるにしても、明確に反対しない限り条約関係は発生（4項（b））。留保の通告を受けて12ヶ月以内に異議申し立てを行う必要（5項）

・ 留保の法的効果（21条）

留保国と受諾国との間には、当該留保により修正を受けた条約関係が成立する（1項）。留保国と異議申し立て国との間には、留保により修正された部分を除く条約関係を成立させる（3項）。

※ 明確に条約関係を一切生じさせない意思を示した場合には条約関係は発生しない（20条4項）。

※ 条約の趣旨及び目的と両立しない留保については、異議のいかんを問わず留保は無効であると考えた立場（許容性学派）と、問題の留保と条約の趣旨及び目的が両立しないと考える国が効果の発生を意図しない異議を申し述べるのであり、条約の趣旨及び目的との両立性は上記異議国だけの問題であり、その間に条約の効力が発生しないと考える立場（対抗力学派）がある。

3 人権条約と留保制度

人権条約の特殊性

- ① 相互性の欠如：人権条約は、国家は他の締約国との関係で権利義務を創設するというよりは自国の管轄下にある個人に足して義務を負う。
- ② 実施機関の存在：多くの人権条約は固有の実施機関を有しており、これらの機関の任務の遂行上、留保の有効性の判断は当該機関によって一元的に判断される必要。

→人権条約においては条約法条約の一般的な留保制度の適用は不適當ではないか

※ 自由権委員会は、国際人権規約は「人権条約は個人の権利付与に関するものである。国家間の相互性の原則が入り込む余地はなく、伝統的な留保原則の適用は不適當である。国家は留保に対する異議に何らの法的利益を見出さないの、必然的に、特定の留保が規約の目的と両立するかどうか決定するのは委員会となる。人権条約の特殊性ゆえに、留保と規約の目的との両立性は客観的に確立しなければならず、委員会はこうした作業を行うのにとりわけ適当な立場にある」と述べた（一般的意見24）。

ベリロス事件（欧州人権裁判所判決 1989年4月29日【百選57、判国99】
 〈事実〉スイス人ベリロスは無許可デモに参加したことを理由にローザンヌ警察委員会より罰金を科された。これに対してベリロスは、公平な裁判を受ける権利を規定する欧州人権条約6条違反を主張して刑事破棄院に申し立てたが、同破棄院は、「スイス連邦

評議会は、6条1項にいう公正な裁判の保障とは「該当事の刑事上の罪の決定に関する公の当局の行為または決定に対する司法機関による最終的統制を確保することをもつばら意図したものとする」というスイスが行った宣言により、行政当局の決定につき裁判所に付託しうるのが本案ではなくても、当該決定の合法性審査に限定されている6条の要件を満たしており、同院の手続きが書面手続きのみで行われる事実は6条に違反しないとして申し立てを棄却した。連邦裁判所への上告も棄却されたため、ベリロスは欧州人権委員会に請願を行い、同委員会は6条1項違反の存在を認定した。その後、人権委員会とスイスの双方により事件を付託された欧州人権裁判所は、スイスの付した解釈宣言の法的性質とその有効性を判断する裁判所の権限、当該宣言が無効とされた場合の法的効果を検討した。

〈判決〉人権裁判所は宣言の法的性格を名称からではなく、実質的内容から留保と判断した。すなわち、同宣言は条約6条1項の解釈を限定する意図を持ち、同項の手続きから除外されることを意図していたと考えられ、その宣言の有効性は留保の場合と同様条約64条（欧州人権条約における留保の規定）の文脈で検討することにした。

条約64条が規定する「一般的性格の留保」とは、曖昧な文言で表現されるため性格な意味及び範囲を決定できない留保をいう。条約64条1項が精密さと明確さを当事国に求めている一方で、（同宣言は）異なる方法での解釈を可能とし、留保が一般的性格であってはならないという規則に違反する。

結論として、同宣言は条約64条の要件を満たしておらず、その結果無効であると判示する。同時にスイスも自ら認めているように、同国はこの宣言の有効性に関係なく、条約に拘束されることは疑いがない。

→ 他締約国による宣言の黙認があったとしても、人権裁判所に宣言の有効性を判断する権限があることを認めた。その上で、留保と解釈宣言の区別の基準として、条約法条約2条1項(d)の留保の定義（条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除しまたは変更することを意図して行う声明）を用いた（法的効果説）。

また、留保が無効な場合、留保国の条約批准もまた無効になるという同意原則を貫く見解もある（ノルウェー公債事件 ICJ 判決 1957年7月6日【百選92、判国131】）一方、本件では可分説がとられた。可分説は、留保が無効であっても留保国が条約に拘束されることへの同意には影響しないという説である。本件では可分説であっても最終的に条約に拘束されるかどうかは当事国の意思に依拠することが明らかになった。

4 解釈宣言 (interpretative declaration)

条約の規定や文言が複数の解釈を認めている場合に、その中から自国にとって最も都合のいい解釈を特定し、宣言するもの。

→留保と異なり、条約の法的効果を排除または変更するものではない。

- ・ 原則として、解釈宣言が留保相当のものであるか否かは留保と同様、各締約国によって判断される。例外は上記ベリロス事件のように、裁判所によって判断される場合である。